

地域創造インスティテュート 修士学位授与基準

法政大学学位規則に基づき、学位授与基準【修士(学術)】を次のとおり定める。

1. 修士課程の修了所要単位を修得していること
2. 修士論文中間発表会において、研究成果を2回以上報告していること
3. 修士論文または地域研究論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格すること

修士論文及び地域研究論文の審査方法は以下の通りとする。

審査は主査(指導教員)1名と副査(指導教員以外)2名の教員により行う。評価は、非公開の最終審査によって決定される。

法政大学学位規則第11条第2項に基づく学位論文審査基準は、以下の通りとする。

【修士論文】

- (1) 明確な問題意識のもとにリサーチ・クエスチョンを設定していること
- (2) 主要な先行研究を踏まえサーベイが行われていること
- (3) 研究成果が学術的な理論やモデルで矛盾なく描写されていること
- (4) 記述内容が論理的で客観的に構成されていること
- (5) 分析結果が説得的に考察されていること
- (6) 論文の技術的要件(参考文献の記載とその参照方法、注の記載など)を満たしていること
- (7) 研究テーマに即した量的ないしは質的な研究方法が設定されていること
- (8) 研究成果は新しい知見を有し独創性があること
- (9) 地域について実効性のある提言がなされていること

【地域研究論文】

- (1) 明確な問題意識のもとにリサーチ・クエスチョンを設定していること
- (2) 主要な先行研究を踏まえサーベイが行われていること
- (3) 研究成果が学術的な理論やモデルで矛盾なく描写されていること
- (4) 記述内容が論理的で客観的に構成されていること
- (5) 分析結果が説得的に考察されていること
- (6) 論文の技術的要件(参考文献の記載とその参照方法、注の記載など)を満たしていること

付則

1. 本学位授与基準は、2025年4月1日より施行する。